

高知県立消費生活センター 地域見守り情報



第226号

新生活スタート！

新生活5大消費者トラブルに注意！

春は進学や就職など生活環境が大きく変化する季節。初めての一人暮らしでは、様々な消費者トラブルに遭うことも多くなります。この時期、相談が多く寄せられる消費者トラブルをご紹介します。新生活のスタートでつまづかないよう、十分に注意しましょう。

【新生活5大消費者トラブル】

- ①退去時の原状回復などの“住宅の賃貸借”トラブル
- ②引越しや不用品回収などの“引越し関連”トラブル
- ③新生活を狙った“訪問販売”トラブル
- ④新生活でも気を付けたい“もうけ話”トラブル
- ⑤スマホやネット回線などの“通信契約”トラブル

【県内事例】

引っ越しで不要になる冷蔵庫を回収してもらおうと、インターネットで検索した事業者へ回収を依頼した。当日、見積額に納得できなければ断ってもよいと言われたが、契約の交渉中に勝手に冷蔵庫を積み込まれ、見積額が高額なため契約を断ったところ、車両代を請求されたり嫌みを言われた。

【県内事例】

突然、自宅を訪問してきた事業者から「月々の電気代が安くなるので電気会社を変えませんか」と勧められた。アルバイトへ行く時間が迫っていたこともあり、書面に署名をしたが、内容がよく理解できていないので解約したい。



アドバイス

- ・その場ですぐに契約せず、契約時は約款をよく確認し、価格やサービス内容も十分に検討しましょう。
- ・事業者と交渉や契約をする場合はできるだけ複数人で対応しましょう。
- ・訪問販売で契約した場合はクーリング・オフができる場合があります。
- ・不安や不審な点があれば家族や身近な人に相談したり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）に相談してください。

☎ 局番なし188 又は ☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999